

## 令和5年度 第6回吹田市政策会議概要

日 時：令和5年10月20日（金）午前10時40分～午前11時10分

場 所：吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

出席者：後藤市長、春藤副市長、辰谷副市長、小西総務部長、今峰行政経営部長、  
北澤児童部長、梅森健康医療部長

所 管：【福祉部（障がい福祉室）】

大山福祉部長、安井次長、西村室長、脇谷参事、小西主幹

案 件	障がい者福祉年金及び難病患者等給付金の廃止
担当及び関連部局	福祉部（障がい福祉室）
<p><b>【案件概要】</b> 障がい者福祉年金及び難病患者等給付金について、障がい福祉サービス等の充実化に伴い廃止しようとするもの。</p>	
<p><b>【所管部の考え方】</b> 昭和40年代（1960年代）から昭和50年代（1970年代）は、障がい者のケアに対する家庭内での自助努力が主流であった中、本市は、独自制度として、昭和42年（1967年）に障がい者福祉年金、昭和50年（1975年）に難病患者等給付金をそれぞれ創設した。 その後、法整備等により、障がい者に係る制度の充実化が加速し、現金給付から個人の選択を尊重し自立を促すサービス給付へと転換が図られた。また、国制度による現金給付も整備された。 難病患者に係る施策では、平成25年（2013年）に障害者総合支援法において、難病患者は障がい者手帳の有無に関わらず障がい福祉サービス等の利用が可能になり、利用できるサービスも全ての障がい福祉サービスや相談支援等に拡大した。 以上の点を踏まえ、市の独自制度である障がい者福祉年金及び難病患者等給付金については、その役割を終えたものと判断し廃止するもの。</p>	
<p><b>【質疑概要】</b> 質問： 廃止年度を令和6年度にした理由は。 回答： 国制度による現金給付の整備や、サービス給付が充実化されてきた中で、府内の多数の市町村が、独自の給付金制度を廃止している。その中で、本市としては、障がい者福祉年金及び難病患者等給付金を現在まで継続してきた。しかし、国による現金給付制度や障がい福祉サービスの普及状況など、障がい者の生活に係る支援体制を総合的に判断し、障がい者福祉年金等は、役割を終えたものと判断した。今後は福祉人材の確保など、持続可能な障がい福祉サービスの構築に資する施策を推進していきたい。  質問： 障がい者福祉年金を年度途中の9月期支給を最終とする理由は。 回答： 障がい者福祉年金の支給サイクルは、課税状況を踏まえるため、10月からその翌年の9月までの1年間を一定区切りとしており、9月期支給を最終とするものである。</p>	

質問： 障がい者福祉年金及び難病患者等給付金の廃止については、本市における障がい福祉サービスの普及も背景にあると思うが、障がい者福祉年金等の対象者は、障がい福祉サービスを利用しているのか。

回答： 障がい福祉サービスの利用については、個別の状況によるが、本市としては、障がい者の方に対して、各種制度のもと障がいの種別・等級に応じて給付や助成も行う等、幅広く支援を行っている。

指示： 将来を見据えて、今後に必要な制度を考えることが政策であり、誰一人取り残さないという思いで、今後のサービス充実に資する取組を進めること。

**【結果】**

本件は承認された。会議で出た指示を踏まえて取組を進めること。